

第 60 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 24 年 12 月 21 日（金） 12 : 59 ~ 15 : 30

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 部会に所属すべき委員の指名について
- (2) 諮問第 46 号の答申「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）」について
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 部会に所属すべき委員の指名について
樋口委員長から、資料 1 に基づき産業統計部会に属すべき委員の指名についての報告があった。
- (2) 諮問第 46 号の答申「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）」について

サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から資料2に基づき第3回目及び第4回目の部会審議報告に続き答申案の内容の説明が行われ、原案のとおり採択された。また、答申に引き続き、廣松部会長から、答申審議に際しての意見が述べられた。

各委員の主な意見等は以下のとおり。

- 法人土地建物基本調査に変更されるということに伴って、なるべく整合性のある統計体系を考えたときに、1つの統計調査・調査票でカバーできるように、その方向性を示したと思っており、今後の公的統計の方向性を示すというような点においても重要な審議をしていただいたと思っている。
- 報告者負担の軽減、ユーザーの利便性など非常に多岐にわたって検討いただいたことに感謝したい。また、中間年についても、検討するに当たっては負担軽減について十分議論するようにお願いしたい。
- 行政記録情報の活用についてはよく分かった。今後統計作成上どのようにして行政記録情報の活用を推進するのか、この点に関して、統計委員会としては、個別事例について具体的な指摘をするのか、あるいは一般的な見解を示すかについては、何らかの検討が必要ではないか。
- 行政記録情報の活用について、国民経済計算の推計等についてオーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表を利用することは中々難しいことが分かった。法令の制約や行政記録情報の保存状態等の問題も踏まえて、統計委員会として、次期基本計画等でどのような協力体制を整えて行けばよいかなど提案することを考えていくのかと思う。
- 基本的に行政記録情報の活用を推進するという点に関する見解は一致していると思うので、次期基本計画の中で位置付ける努力が必要と思う。
- 一般的に行政記録情報の活用をしていくことは非常に重要な課題である。
一方で具体的な事例に即してこの問題は議論される必要もある。例えば、現行の紙媒体で行政記録が保存されているという制約の中で何ができるかという方向性と、逆に統計整備をしていくうえで、紙媒体の行政記録を磁気化していくという方向性の両面を検討していくことが必要だと思う。
- 中間年のフロー調査については、SNAで法人部門の推計に使用されており、中間年において地域的な情報を集計することは決まっていないが、SNAの精度が上がることとなるので、今後に期待する。

(3) 部会の審議状況について

- ① 国民生活基礎調査の変更に関する審議状況について、資料3に基づき、人口・社会統計部会の津谷部会長から報告があった。主な質疑は以下のとおり。
 - 同一の調査対象が何段階に分けて調査を受けることについて検討は行われたか。

→ 本調査は5つの調査票があり、一部の調査対象者に複数の調査票があたることはあるが、同一の調査対象者にすべての調査票の回答を求めることはしていない。同一の調査対象者に全ての調査票の回答を求めるならば、大幅な調査事項の削減等調査の見直しを行うことが必要であり、現時点では困難であると考えている。次回の調査計画策定に向けて行う予定の試験調査の結果を見守りたい。

○ 何段階かに分けて同一の調査対象者が回答するので、例えば世帯票と健康票、所得票などがクロスして集計されるところに意味がある。クロス集計の検討もしていただきたい。

→ 世帯票と健康票、所得票のクロス集計は行っているが、介護票と所得票のクロス集計は行っていない。これは、平成13年に介護票が追加された際の統計審議会のご審議により、調査対象者の負担軽減が大きいのでクロスさせてはならないとの指摘を受け、介護票と所得票の調査対象者が重複しないようにしていることによる。

② 住宅・土地統計調査の変更等に関する審議状況について、資料4に基づき、人口・社会統計部会の津谷部会長から報告があった。主な質疑は以下のとおり。

○ 試験調査において、国土交通省の住生活総合調査との同時実施により回収率が低下したとのことであるが、調査事項を削減した上で試験調査を行ったのか。

→ 調査事項について、住宅・土地統計調査は客観的な事項、住生活総合調査は意識的な事項が中心であり、重複する調査事項が少ない。試験調査では住宅・土地統計調査と住生活総合調査の双方の調査票を用いて同時実施する方法と、両調査を別々に実施する方法の2通りの方法を行った。その結果、同時実施の場合、調査対象者の負担感が大きいことから、別々に実施する場合に比べ回収率が低くなったこと及び実査を担当する地方公共団体から、事務の増加や混乱等を招き、正確な調査の実施に支障をきたすため反対との意見が多数あり、同時実施は困難との結論になった。

○ 両調査を別々に実施するに当たり、調査対象者の負担感を軽減する措置を講じるとのことだが、負担感の縮小の観点から、こうした対応で良いのかについて、部会でご審議いただきたい。

③ 漁業センサスの変更等に関する審議状況について、資料5に基づき、産業統計部会の西郷部会長から報告があった。

④ 国勢調査の匿名データ化に関する審議状況について、資料6に基づき、匿名データ部会の津谷部会長代理から報告があった。

(4) その他

次回委員会は、来年1月25日(金)13時から中央合同庁舎第4号館で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>